

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 29 年 8 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年 8 ヶ月間

2 内容

目標 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性・・・計画期間内に 1 名以上取得すること。

女性・・・取得率を 80%以上にする

<対策>

- ・平成 30 年 1 月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理者を対象とした研修の実施
- ・平成 30 年 3 月 社内誌を活用した周知・説明会の実施

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 29 年 8 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年 8 ヶ月間

2 内容

目標 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性・・・計画期間内に 1 名以上取得すること。

女性・・・取得率を 80%以上にする

<対策>

- ・平成 30 年 1 月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理者を対象とした研修の実施
- ・平成 30 年 3 月 社内誌を活用した周知・説明会の実施

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 29 年 8 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年 8 ヶ月間

2 内容

目標 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性・・・計画期間内に 1 名以上取得すること。

女性・・・取得率を 80%以上にする

<対策>

- ・平成 30 年 1 月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理者を対象とした研修の実施
- ・平成 30 年 3 月 社内誌を活用した周知・説明会の実施

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 29 年 8 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年 8 ヶ月間

2 内容

目標 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性・・・計画期間内に 1 名以上取得すること。

女性・・・取得率を 80%以上にする

<対策>

- ・平成 30 年 1 月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、
管理者を対象とした研修の実施
- ・平成 30 年 3 月 社内誌を活用した周知・説明会の実施